

京都府後期高齢者医療広域連合議会

平成 27 年第 2 回定例会会議録

平成 27 年 8 月 28 日 開会

平成 27 年 8 月 28 日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成27年第2回定例会会議録目次

### 第 1 号 (8月28日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会職員出席者	2
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○新任理事者の紹介	4
○仮議席の指定	6
○議長の選挙	6
○議長就任挨拶	7
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○議案第9号～同意第5号の一括上程、説明	9
○同意第3号の採決	13
○一般質問	14
○議案第9号の質疑、討論、採決	34
○認定第1号の質疑、討論、採決	34
○認定第2号の質疑、討論、採決	36
○議案第10号の質疑、討論、採決	38
○議案第11号の質疑、討論、採決	41
○承認第1号の質疑、討論、採決	41
○同意第4号の採決	42

○同意第 5 号の採決	4 2
○選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	4 2
○閉会の宣告	4 4
○署名議員	4 5



## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成27年第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年8月28日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 諸般の報告
- 日程第 7 議案第9号から同意第5号まで(広域連合長説明)
- 日程第 8 同意第 3号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 9 一般質問
- 日程第10 議案第 9号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 認定第 1号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第10号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 承認第 1号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 同意第 4号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第17 同意第 5号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第18 京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程と同じ

---

### 出席議員（27名）

1番	繁 隆 夫 君	2番	くらた 共 子 君
3番	吉 田 孝 雄 君	4番	中 野 洋 一 君
5番	足 立 伸 一 君	6番	尾 関 善 之 君
7番	塩 見 麻理子 君	8番	荻 原 豊 久 君
9番	鳥 居 進 君	10番	松 浦 登美義 君
11番	西 口 純 生 君	12番	相 原 佳代子 君
13番	上 田 雅 君	14番	富 田 達 也 君
15番	中 村 正 臣 君	16番	岡 本 亮 一 君
18番	橋 本 尊 文 君	20番	高 木 功 君
21番	巽 悦 子 君	22番	岡 田 久 雄 君
23番	奥 村 房 雄 君	24番	向 出 健 君
25番	竹 内 きみ代 君	26番	塩 井 幹 雄 君
27番	中 嶋 克 司 君	29番	多 田 正 成 君
30番	野 口 久 之 君		

### 欠席議員（3名）

17番	吉 岡 豊 和 君	19番	長 岡 一 夫 君
28番	泉 敏 夫 君		

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	栗 山 正 隆 君	副広域連合長	井 上 正 嗣 君
副広域連合長	堀 忠 雄 君	副広域連合長	藤 田 裕 之 君
副広域連合長	山 内 修 一 君	副広域連合長	岡 嶋 修 司 君
会計管理者	中 見 信 治 君	業務課長	前 田 貴 徳 君
総務課長 担当課長	野々口 義 也 君	業務課長 担当課長	四 方 雅 之 君

---

### 議会職員出席者

書記長 藤田達也

書記 塩野 浩

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○副議長（野口久之君） はい、皆さん、こんにちは。大変ご苦労さんでございます。えー、定刻になりました。ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会平成27年第2回定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○副議長（野口久之君） 本日の会議を開きます。

なお、報道機関等から写真撮影の許可の申し出がありましたのでこれを許可いたしましたが、えー、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口久之君） 異議なしと認めます。それでは、報道機関等の写真撮影を許可することにいたします。

---

◎議事日程の報告

○副議長（野口久之君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

本日、木津川市の長岡一夫議員並びに京丹後市の吉岡豊和議員及び伊根町の泉敏夫議員から欠席届が出ております。

---

◎新任理事者の紹介

○副議長（野口久之君） 続きまして、去る4月の人事異動による新任理事者の紹介を求めます。



栗山広域連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） えー、最初に、2月定例会におきまして、えー、選任同意いただきました副広域連合長を紹介いたします。

えー、現京都府副知事の山内修一君でございます。

○副広域連合長（山内修一君） よろしくお願ひ申し上げます。

○広域連合長（栗山正隆君） 次に、今春の人事異動をもちまして任命いたしました新任理事者を紹介いたします。

総務課担当課長、野々口義也君でございます。

○総務課担当課長（野々口義也君） よろしくお願ひいたします。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（野口久之君） 慣例によりまして、山内副広域連合長から一言ご挨拶をいただきます。

山内副広域連合長。

〔副広域連合長 山内修一君登壇〕

○副広域連合長（山内修一君） えー、どうも皆さんこんにちは。えー、ただいまご紹介を賜りました京都府の副知事の山内であります。えー、私に関しましては、今ご紹介を賜りましたように、さきの2月議会におきまして、えー、選任のご同意をいただいたところであります。

えー、この、あの、大変難しい、えー、大変まあ課題の多いと申しましょか、この後期高齢者医療制度、えー、大変皆さん方には本当にあの、ご尽力をいただいているところであるというふうにおも、思っております、改めて、えー、感謝を申し上げる次第でありますけれども、えー、ご案内のように、これから10年後にはですね、団塊の世代の皆様方が後期高齢者層にこう突入をしていくと、ますますですね、ある意味でその、後期高齢者の保険医療を受ける方々が増えてまいるわけでありましてけれども、一方では、えー、本当に、あの、一、少子高齢化が進んでおきまして、地方創生の中でも、えー、人口減少対策ってのは大きな、本当に大きな課題になってるところであります。一方で、そういった少子化の動きの中ですね、後期高齢者の医療保険制度を維持をしていく、えー、健保組合等、あるいは共済もそうでありましてけれども、担い手が一方では減ってきてるという、大変厳しい情勢にあるのではないかなという感じはしておりますけれども、えー、ただ、この後期高齢者の保健医療体制

を維持をしていくということに関しまして申しますと、えー、医療供給体制の問題、それから、えー、ほかのですね、あの、介護保険の運用の問題、それから福祉制度の問題等いろいろ絡まってくるわけでありますので、えー、この制度を健全に、えー、適正に、えー、医療を提供していくとゆった観点から、本当に大きな国民的な、あー、まあ議論がですね、国会等を中心に国、地方あわせてですね、展開をして、この、乗り切りをやっていかなければならないというふうに思っておりますので、えー、各議員の先生方の大変な、あの、えー、ご尽力がまた必要になってくるかというふうに思いますので、よろしく、え、ご指導賜りながら、え、よりよい制度を目指してまいりたいというふうに思っておりますので、えー、よろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（野口久之君） ありがとうございます。ご、ご着席ください。

---

#### ◎仮議席の指定

○副議長（野口久之君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

今回新たに、京都市、繁隆夫議員、京都市、くらた共子議員、京都市、吉田孝雄議員、京都市、中野洋一議員、福知山市、足立伸一議員、宇治市、荻原豊久議員、宇治市、鳥居進議員、亀岡市、西口純生議員、城陽市、相原佳代子議員、向日市、上田雅議員、八幡市、中村ま、正臣議員、京田辺市、岡本亮一議員、木津川市、長岡一夫議員、久御山町、巽悦子議員、和束町、竹内きみ代議員が連合議会議員に選出をされております。

仮議席につきましては、ただいまご着席のとおり指定をいたします。

---

#### ◎議長の選挙

○副議長（野口久之君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会の議長に繁隆夫議員を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま指名しました繁隆夫君を議長に当選人として定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました繁隆夫議員に、が、議長に当選されました。

繁議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

---

#### ◎議長就任挨拶

○副議長（野口久之君） ここで、当選されました繁議員からご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞこちらへお越してください。

〔副議長 繁隆夫君登壇〕

○議長（繁 隆夫君） えー、ただいま皆様方からご推挙をいただきまして議長に選出していただきました京都市会選出の繁隆夫でございます。

えー、後期高齢者医療広域連合議会の円けつ、えん、円滑な運営を通じまして住民の負託に応えるよう、誠心誠意頑張ってまいりたいと思います。どうか今後とも皆様方に、方のご指導、ご協力のほどを心よりお願い申し上げまして、まことに簡単でありますけれども、ひと、一言ご挨拶にさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○副議長（野口久之君） 以上で私の職務はしょうりゅう、終了いたしました。皆様のご協力で円滑な議事運営ができましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。降壇させていただきます。

〔議長、副議長と交代〕

---

◎議席の指定

○議長（繁 隆夫君） 日程第3、議席の指定、日程第3、議席の指定を行います。

議席につきましては、ただいまちや、ご着席いただいておりますとおりに指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（繁 隆夫君） えー、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、かいき、えー、会議、え、規則第75条の規定により、南丹市の橋本尊文議員、宇治田原町の奥村房雄議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（繁 隆夫君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（繁 隆夫君） 日程第6、諸般の報告を行います。

お手元に例月出納検査の結果報告書を配付しております。平成27年1月から6月までの

例月出納検査が実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告がありましたので、ご報告申し上げます。その写しを配付しておりますので、ご覧、ご覧おき願います。

なお、議案説明書の資料の一部に誤植があり、正誤表が配付されております。ご覧いた、ご、ご覧おきください。

---

### ◎議案第9号～同意第5号の一括上程、説明

○議長（繁 隆夫君） 日程第7、議案第9号から同意第5号までの広域連合長提出案件9件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

栗山広域連合、連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） 今回提出いたしました議案について説明をさせていただきます。

えー、広域連合長提出案件の議案書1ページをお開きください。

最初に、議案第9号 平成27年度きよ、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

えー、まず、歳入でございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

えー、第7款、あー、繰越金は、平成26年度からの繰越金のうち、社会保険診療報酬支払基金に対する後期高齢者支援金の返還金財源のため、14億6,856万8,000円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。

同じページ、ページの下の表をごらんください。

えー、第6款諸支出金、第1項償還金及び、えー、還付加算金は14億6,856万8,000円の増であり、平成26年度の療養きゅうひ、給付費負担金等の精算により、支払基金交付金の超過分を返還するものでございます。

え、7ページをお開きください。

えー、次に、認定第1号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

9ページの平成26年度一般会計歳出、あ一、一般会計歳入歳出決算書総括表をご覧ください。

一般会計につきましては、主に広域連合の運営に係る経費でございますが、平成26年度の歳入歳出予算27億4,668万5,000円に対しまして、収入済額は27億475万4,509円、支出済額は26億4,934万935円であり、収支差額は5,541万3,574円でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入につきましては、広域連合を構成する市町村からの分賦金、国庫支出金、京都府支出金及び基金繰入金等で賄われております。歳入構成としましては、市町村からの分賦金である負担、え一、分担金及び負担金が6億6,443万1,015円、国庫支出金が19億6,277万598円、府支出金が、あ一、2,348万7,000円、財産収入が36万8,309円、繰入金が、あ一、1,811万8,121円、繰越金が2,457万9,719円、諸収入が1,099万9,747円となっております。

次に、11ページをご覧ください。

え一、歳出についてご説明いたします。

え一、議会費は、広域連合議員の報酬、費用弁償、議事録作成等の経費で、96万5,609円を支出しております。

総務費は、26億4,837万5,326円の支出となっております。総務費の内訳といたしまして、総務管理費は一般事務、電算処理システムの管理運営等に関する経費で、26億4,827万7,082円を支出しております。

選挙費は、選挙管理委員の報酬及び費用弁償の経費で3万3,995円を、また、監査委員費につきましては、監査委員の報酬及び費用弁償の経費で6万6,249円を支出しております。

え、次に、16ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支につきましては、歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額等の財源となる翌年度へ繰り越すべき財源を控除して求めるものでございますが、え一、平成26年度から、あ一、翌年度への繰り越しはございませんので、歳入歳出差引額は同様に5,541万3,574円でございます。

なお、地方自治法第233条の2の規定により、よる財政調整基金への繰り入れとしましては、しまして、え一、3,000万円を繰り入れております。

次に、17ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

2の物品でございますが、あ一、取得価格100万円以上となる物品のねん、年度末現在高は3点で、決算年度中の増減はございませんでした。

4の基金につきましては、平成26年度末現在において、財政調整基金の残高が4億3,197万7,000円、臨時特例基金が1億2,224万円でございます。

なお、本調書における基金残高は年度末の3月31日時点のものでございまして、出納整理期間中の増減を含んでおりません。

また、公有財産及び債権はございません。

19ページをお開きください。

次に、認定第2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

21ページをお開きください。

平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書総括表をご覧ください。

この特別会計は主に保険給付に係る会計でございます。

まず、全体といたしまして、平成26年度の歳入歳出予算3,183億5,907万7,000円に対して、収入済額は3,258億8,605万8,635円、支出済み、済額は3,092億3,025万9,830円で、収支差額は166億5,579万、え一、8,805円でございます。

続きまして、え一、22ページをお開きください。

え一、歳入につきましてには、え一、つきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国、京都府、市町村によります保険給付費、付費に係る定率負担金や、国及び京都府からの補助金、若年層からの支援金、被保険者の保険料等で賄われております。歳入構成としまして、市町村からの保険給付費に係る定率負担、負担金及び保険料相当額等であり、市町村支出金が526億6,525万7,334円、国庫支出金が1,034億6,543万9,143円、府支出金が260億1,344万9,512円、支払基金交付金が1,253億7,773万3,000円、レセプト1件当たり400万円を超える医療費を対象として交付される特別高額医療費共同事業交付金が1億944万6,691円、一般会計及び臨時特例基金からの繰入金が18億9,939万2,312円、繰越金が160億4,137万97円、諸収入が3億1,397万546円となっております。

次に、23ページをお開きください。

歳出につきまして、保険給付費は2,968億3,977万3,290円を支出しております。保険給付費の内訳といたしまして、療養給付費、審査支払手数料等で構成されております療養諸費が2,822億1,846万2,350、35、え、2,535円、高額療養費、高額介護合算療養費を支給する高額

療養諸費が137億2,226万755円、葬祭費を支給するその他医療給付費が8億9,905万円となっております。そのほか、府財政安定化基金拠出金が1億8,506万3,000円、特別高額医療費共同事業拠出金が1億1,494万1,070円、保健事業費が2億8,090万9,999円、諸支出金が118億957万2,471円の支出となっております。

え、次に、29ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支につきましては、一般会計と同じく平成26年度から翌年度への繰り越しはございませんので、歳入歳出差引額と同様に166億5,579万8,805円でございます。

以上、概要を説明させていただきました。今後とも効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、31ページをお開きください。

議案第10号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱いについて必要な措置を講じる必要があることから、規定を整備するものでございます。

次に、37ページをお開きください。

え一、議案第11号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、東日本大震災で被災した被保険者に対する保険料減免に関しまして、昨年度に引き続き平成27年度につきましても適用できるよう、条例の改正を行うものでございます。

続きまして、え一、41ページをお開きいただきたいと思います。

あ一、承認第1号 専決処分について、え一、ご説明いたします。

本件は、前回の定例会において議決をいただいた京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、経過措置の取り扱いが必要なことが判明、判明いたしました。議会を招集する時間的な余裕がないことがはん、明らかであったために、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

続きまして、え一、人事同意案、議案の説明をいたします。

1ページをお開きください。



同意第3号 京都府後期医療、え一、京都府後期、京都府、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として、京都府後期高齢者医療広域連合事務局長である岡嶋修司君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成27年8月28日からとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。

同意第4号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の議員からの選出監査委員であった、え一、長岡一夫君の後任として、宇治市議会選出の荻原豊久君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、9ページをお開きください。

同意第5号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の公平委員会委員であった蘆田勝己君の後任として、京丹後市公平委員会委員長の上川惇逸君を選任することについて、議会の同意をも、求めるものでございます。

以上をもちまして、え一、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、え一、ご議決またはご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

### ◎同意第3号の採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第8、同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、直ちに表決に付すことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） ごい、ご異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたします。

ここで、ただいま選任同意、同意しました副広域連合長を私のほうからご紹介いたします。  
岡嶋修司事務局長です。

一言ご挨拶をいただきます。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） ただいま副広域連合長として選任のご同意を頂戴いたしました岡嶋でございます。まことにありがとうございます。常勤の副連合長といたしまして、微力ではありますが栗山連合長を補佐し、各、各副広域連合長さんを始め、府内各市町村等から事務局に派遣をされている職員の皆さん、そして各市町村の所管課の皆さんとしっかり手を携えまして、被保険者の皆様が安心して医療を受けられますよう、精いっぱい職務を果たしてまいりたいと考えております。何とぞ広域連合議会の議員の皆様のご理解とご協力、旧来にも増してのご指導とご鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（繁 隆夫君） ありがとうございます。ご着席ください。

---

### ◎一般質問

○議長（繁 隆夫君） 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

えー、岡本亮一議員。

〔16番 岡本亮一君登壇〕

○16番（岡本亮一君） え、皆さん、こんにちは。えー、京田辺選出の、え、岡本亮一でございます。

え、それでは早速ではございますが、え、通告に従いまして大きく2点について、えー、質問を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

え、まず第1は、えー、保険料滞納者に、ま、交付している短期保険証及び、えー、資格証明書の交付についてであります。

え、資格証明書の交付は、え、国民健康保険でも、ま、重大な問題となっておりますが、え一、後期高齢者医療制度においては、保険料を滞納した場合、以前の老人保健制度に比べて、ま、格段に、ま、厳しくなっております。え、年金を、ま、月1万5,000円以上、ま、給付されている方は、保険料が年金から自動的に、え、天引きされるいわゆる特別徴収が、え、されております。

え、また、加入者全体のおよそ2割ほど、ま、数にしまして250万人は、ま、いると見込まれてる保険料を現金で納める人が、ま、一定の期間保険料を滞納した場合には、一旦窓口において医療費の全額を支払わなければならないという、ま、一時的に金銭負担が重くのしかかる資格証明書となっております。え、その点で、低所得者にとって大変厳しい、え、制度であります。

え、高齢者の場合は、保険証が取り上げられて必要な医療を受けることができなくなれば、ま、まさに命に直結する問題でもあります。え、ですから私は、このような、ま、資格証明書の交付は行うべきではないと、え、考えております。

え、まずはその点でお伺いいたしますが、え、制度発足から、ま、7年が経過しましたが、え、保険料滞納者は何人おられますか。

え、また、こうした滞納者に対して、資格証明書、え、短期保険証を交付した件数、そして留め置きは、ま、何件あるのでしょうか、え一、お答えください。

え、それから次に、え一、イの、え、留め置きについてであります。え、滞納者に、ま、対し自治体が期限付きの短期証を、ま、発行し、窓口留め置いている問題ですが、え、平成27年、ま、2月現在では48名との、え、ことであります。え、留め置きは滞納に対する、ま、事実上の、ま、制裁となり、医療が受けられず、ま、死に至ることも考えられます。え、現実には、ま、国保の事例ではありますが、え、短期証を自治体窓口留め置かれて、ま、受診がおくれ、ま、死亡したこともあり、これ非常に、ま、重大な問題で、ま、1件たりとも起きてはならないというふうに思います。え、高齢者の場合は、保険証が取り上げられて必要な医療を受けることができなくなれば、まさに命に直結いたします。え、郵送などの、ま、手だてをとり、保険証が速やかに被保険者に届くように、ま、すべきと考えますが、ま、見解をお聞かせください。

え、次に3点目のウの、ま、実態調査についてであります。え、現在、保険料の滞納を理由に短期証を、ま、市役所に取りに、ま、来させ、来れない方には渡さないということをしておりますが、ま、中には保険料を払いたくても払えない方もおり、窓口で保険証をとり

に行けば、ま、職員から支払ってくれと、ま、いうふうに言われるので、ま、実際は行きづ  
らい、ま、そういう状況があると思います。え、そのような方はいわゆる無保険状態になっ  
ており、病気をしても行きたいときに、ま、病院に行けない、いわゆる受診抑制が起きてい  
ると思います。え、このような、ま、生活に困窮してる、ま、被保険者の声をしっかりと、  
ま、聞き、え、丁寧な、ま、相談を行うためにも、生活実態調査の、ま、実施を求めるもの  
であります。

え、そして、次に大きな2つ目、ま、差し押さえの実態についてであります。え、75歳以  
上の高齢者など、ま、およそ1,500万人が加入する後期高齢者医療制度であります。え、  
保険料を払えずに滞納した75歳以上の方は、これ2012年度でおよそ25万人にも上っておりま  
す。え、正規の保険証ではなくて、ま、有効期間が短い短期保険証の交付をされた人は2万  
3,000人を超えております。え、必要なときに、ま、必要な医療が受けられない、まさに命  
とそして健康にかかわる、ま、重大な問題でもあります。え、保険料を滞納した人たちに、  
ま、対する、預貯金や資産の差し押さえも、ま、増加の一途であります。また、同年度の滞  
納処分の人数は2,800人以上にも達しています。え、そして、2010年度ではありますが、  
1,792人、え、差し押さえてる、え、滞納額は、これ1億8,907万円にもなっております。  
ま、例えば、え、都道府県単位では、え、北海道であります。ま、預貯金、え、これ  
年金が差し押さえられて、ま、1件でごくわずかな114円とか4,000円とか8,000円、ま、こ  
のような少額の差し押さえも起きております。え、東京都内ではありますが、年金2カ月分、  
およそ13万円の振り込みと同時に差し押さえがされた、ま、例もあります。え、後期医療で  
は、収入がなくても75歳以上の、ま、全員に保険料が課せられ、全額免除は非常に厳しい制  
約があります。え、高齢者の生存にかかわる過酷な、ま、差し押さえを行うことはあつては  
なりません。

え、そこでお聞きいたしますが、え、保険料滞納者に対して生計費を差し押さえることは、  
やはり違法であります。え、各市町村で、ま、どのようなものを差し押さえているのか、え、  
また、その件数も含めてお聞かせください。

え、以上で1回目の質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

え、滞納者数につきましては、あ、26年度でございますが、え、京都府内、え、

32万1,475人の被保険者数に対しまして、4,018人が滞納されているという状況でございます。

それから、今年8月1日時点での短期証の交付者数でございますが、更新期間が6カ月の短期証が331名、3カ月の短期証が58名、合計389名でございます。えー、このうち、えー、25日現在で短期証をお渡しできていない被保険者数は、11市町村で合計82名というふうになっております。

なお、資格証明書につきましては、あー、制度創設以来、交付の実績はございません。

短期証の交付に当たりまして、保険料を滞納している被保険者と接触をして、納付相談などの機会を通じて交付していくことは、被保険者の現状を把握することからも必要であるというふうに考えているところでございます。短期証をお渡しをできていない状況の解消に向けまして、引き続き電話連絡でありますとか戸別訪問などにより接触を図った上で、納付相談などを実施しながら速やかに交付してまいりたいと考えております。

受診抑制等の実態調査についてでございますが、短期証は更新期間が短いだけでございまして、それ以外は通常の被保険者証と全く同じものでございまして、また、短期証の交付を受けている被保険者に対しましても、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付をしておりますことから、通常の被保険者の場合と同様に必要な医療を受けていただくことが可能でございます。このため、えー、短期証の交付が直ちに、えー、受診抑制につながるというふうには考えておりませんが、そのような、あー、お話も伺ってはおりません。市町村では、これまでから生活実態に十分配慮したきめ細かな対応に取り組まれておりますので、必要に応じて市町村、市町村から意見を聞き取るなど、これからも緊密な連携を図ってまいります。このため、一律的な、あー、実態調査の実施につきましては考えてはおりません。

それから、差し押さえについての現状でございますが、えー、差し押さえ等滞納処分を含む保険料の徴収は市町村事務でありますことから、市町村で取り組まれております。26年度における差し押さえの実施市町村は3市で、17人に対して主に預貯金に対して実施したと伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） 手挙げて、挙手されてます。岡本亮一議員。

〔16番 岡本亮一君登壇〕

○16番（岡本亮一君） えー、それでは、えー、再質問をさせていただきます。

まあ、あの、皆さんも、ま、ご存じのように、ま、保険料の、ま、滞納が、ま、続きますと、ま、ゆうか、有効期限のある、先ほど答弁にもありました、ま、6カ月、ま、3カ月と、

ま、というような、えー、期間を区切った、ま、いわゆる短期保険証というものが、あの一、渡されるわけでありませうけども、これ、私のところの、ま、京田辺の、えー、市のほうなんですけども、ま、これ平成26年度で滞納者が、ま、69名、そして短期証の発行が10名と、ま、京田辺市では、えー、なっております。えー、保険証を払えないままに、ま、短期保険証の、ま、こういう有効が、ま、切れるとか、ま、事実上の無保険の状態にいる人もね、えー、いるということも考えられます。

え、また同時に、保険料を、ま、滞納している被保険者へのやはり制裁ということで、え、短期証を市町村窓口にあの一、置く、いわゆる留め置きですね、それも各市町村でもやっぱり行って、あるというふうにな、思うんですけども、ま、この京田辺市が、この留め置きのものが今、えー、調べましたら13件、えー、京都府下では先ほど、え、82名ですか、えー、いうふうに報告されました。ま、この数字、82名ということなんですけども、え、ま、今年の2月現在では48件でありますから、ま、およそですけども大体2倍ぐらいにな、なってるのかなというふうにな、2倍か3倍ですか、なってるのかなというふうにも思います。で、この後期高齢者医療制度に加入しているにも、ま、かかわらずですね、この保険料滞納への制裁によって、やっぱり実質的な無保険の状態に追い込むことがあってはならないというふうにな、やはり思います。

そこで、ちょっと再度、あの一、質問したいんですけども、えー、この保険証がとめるとみ、手元にね、なければ、やはり体調、いわゆるそういう高齢になれば当然、あの一、体調も崩しやすくなりますから、え、そういう体調が崩れたときにも安心してやっぱり医療にかかれな、最悪の場合にはそういう命にもね、かかわる問題も起こってくるというふうにな、思いますので、やはりそこは速やかにこういう短期証、いわゆる留め置きにな、なるところをですね、えー、あらゆる手だて、例えば、えー、ま、電話もそうですけども、個々訪問もそうです、そういう形で、ま、郵送も含めて、えー、とめ置いてる分は速やかにまずは被保険者の手元にまずは渡るようにですね、その辺は対応していただければならないと思いますので、ま、その辺、再度、どのように考えておられるのかももう一度お聞かせください。

え、そして、そういう滞納がやはり続けばですね、あの一、資格証明書、ま、こういうのも当然置きかえられるということもあります。え、先ほどのね、え、答弁では、ま、こういった資格証明書の発行はね、していないということでありましたけれども、やはり私が思いますに、今後引き続きこういう資格証明書というのはですね、発行してはならないというふうにな、思いますので、再度その辺は押さえておきたいと思いますので、見解をお聞かせくださ

い。

最後に、これに、えー、次に実態調査、3つ目ですけども、えー、病院のいわゆる受診率、ま、当然、これ高齢になりましたら60歳、70歳、70歳よりも当然80歳、ま、こういう年齢が高くなるにつれてですね、やはりそういう病気にもなりますし、さらに収入も、働いていたらそういう収入、また年金、ま、そういうのに対しての、医療費の窓口のそういった負担割合ってのもやはり大きくなるというふうに思います。そういう点では、あの一、短期保険証の留め置きで、やはり治療を受けたり、そういう治療を中断したりね、して、やはり重症化するというところもあると思います。そういう、ま、受診を、ま、控えた結果、そういう今までかかっていた病気が悪化するとか、また、先ほども言い、私言いましたけど、受診抑制ってというのはやはり私は起こっているんであろうなというふうに思います。えー、そういった点では、ま、けん、そういう受診抑制と、ま、健康阻害の関係っていうところで、これはね、あの一、日本医師会の調査でも、ま、しっかりとその辺は示されております。ま、結果として、ま、必要な医療が高齢者から遠ざかれて、ま、受診抑制が起こってる、ま、こういう調査でもしっかりと数字であらわれているというふうに思います。ま、そこで、やはりその実態というのをですね、やはりしっかりと掴む必要がある。そういう声を聞くことがやっぱり何よりも必要なんだと。先ほど答弁ではそれはしないと、実施しないということでありましたけども、やはりそこは広域連合としてそういう短期保険証の発行、そういう被験者、被保険者に対して、今生活がどうなのか、そういうなんをやはり実態調査して、まず掴むということがやはり大切であると思いますので、再度答弁を求めます。

そして、えー、最後になりますけども、差し押さえの件ですけども、えー、先ほどの答弁では26年度17件、え、いうことでありましたけども、内容はですね、えー、述べられませんでしたが、ま、個々の市町村で対応いうことと言われましたけども、私はそれじゃだめだというふうに思います。え、それはやはり広域連合として、どういったものがね、差し押さえられるのか、その点をしっかりと把握すべき問題だと思います。ま、直近の財産差し押さえ状況ですけども、えー、先ほど17件、26年度言いましたけども、24年度では18件、25年度でも18件と、まあ、ほぼ横ばい状態がここ3年は続いているというふうに思います。ま、そもそもこういう差し押さえってというのはね、あの一、憲法でも、やはり生存権、そして財産権の立場から、最低保障の、えー、守られる、そしてなりわいの維持、また精神的安寧の保障、そして社会保障の制度の、ま、維持、ま、そういうために、こう法律では、あ一、給与の差し押さえとか、また社会保障制度に基づく、ま、給付の差し押さえ、ま、これは当然年金も

ね、含まれるというふうに思いますが、ま、このような財産は差し押さえることが、ま、禁止されているわけでありまして。ま、ですから、そのような差押禁止財産まで押さえていないかどうか、ま、こういったこともしっかりとこういう広域連合として把握して、やはりそこに違法性があれば、え、是正しなければならないというふうに思います。ま、その点について、ま、どのようにお考えなのでしょうか。ま、そのことを、ま、最後にお尋ねいたしまして、えー、2回目の質問とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現時点で、えー、短期証をお渡しをできていない被保険者につきましては、市町村において更新のための案内を送付するなど、電話連絡も含めまして繰り返し接触を図ってきておりましても、なかなか来庁されないという方々でございまして、市町村においても対応に苦慮されていると、ところがございます。引き続き接触に向けて取り組み、速やかに交付できますよう努力してまいりたいと考えております。

そもそも保険料の徴収方法には、年金からの特別徴収と口座振替や納付書による普通徴収に分けられます。滞納が発生するのは普通徴収の場合となります。普通徴収になる方は、自主的に口座振替を希望された方でありまして、制度加入当初の方、あるいは特別徴収できる年金のうち受給額が少ない等の条件になりますが、えー、特別徴収可能な年金は法律で定められておりまして、仮に他の年金等の受給額が多い場合でも、特別徴収ができずに普通徴収になるということで、結果的に、えー、滞納となるケースがございます。市町村におきましては、差し押さえに至るまでに、収入で、あるいは財産等について可能な限りの調査を行った上で、適切に取り組みおこなっているというふうに認識をしているところです。えー、保険料の徴収率は、収納率は99%を超えております。ほとんどの方に納付をいただいている中で、保険料を納付されている他の被保険者との公平性の観点から、保険料を滞納されている被保険者に対しまして、納付相談の機会をふやすため短期証の交付や延滞金の徴収、差し押さえを含む滞納処分の実施等の滞納者対策を実施することは、制度運営上やむを得ないものと、必要なものというふうに考えております。

それから、受診抑制等に係ります実態調査につきましては、先ほども答弁申し上げましたが、一律的な調査の実施につきましては考えていないところでございます。

先ほど、あの一、最初の答弁の中で、17件のな、中身としては、えー、預金等をというこ



とで答弁をさせていただきましたので、よろしくご了解お願いしたいと思います。

それから、えー、資格証につきましては、国の通知に基づきまして全国的にも発行されていないというふうに認識しております。これについては慎重な取り扱いをしてきているところでございます。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） えー、次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

巽、えー、巽悦子議員。

〔21番 巽悦子君登壇〕

○21番（巽 悦子君） 久御山町の巽悦子でございます。通告に従いまして一般質問、質問をいたします。質問は、後期高齢者医療保険制度の今後の方向性と、そして第5期、平成28年度から29年度に、での保険料率の動向について質問をいたします。

まず最初に、後期高齢者医療保険制度の今後の方向性と連合長の見解を求める、求めてまいります。

えー、まず、2025年の高齢化がピークになることを理由に制度を強行させたこの後期高齢者医療保険の制度化は、多くの国民が反対する中強行されたことは周知のとおりです。しかしながら国は、2014年12月成立の医療介護綜合法、そして、えー、20、2000、翌年の6月には骨太方針2015年、2015を閣議決定をいたしました。骨太方針2015の中の社会保障については、1つは、社会保障・税一体改革を確実に進め、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能の確保の実現を目指した改革を行う、そして2つには、社会保障関係費の実質的な増加が、高齢化による増加分に相当する伸び、約1.5兆円程度とありますが、この点も含めて、2020年度に向けて社会保障関連、関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引き上げ等をあわせて行う、充実等あわせて行うことに相当する水準に収めることを目指すとあります。3つ目には、医療・介護提供体制の適正化、そして生活習慣病の予防、介護予防、公的サービスの産業化の促進、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価調剤等の診療報酬に係る改革及び後発医療品の使用促進を含む医療品等に係る改革等に取り組んでいくと、このようにしています。つまり、高齢化につき込む費用は消費税の引き上げ分だとすることで、消費税を引き上げなければ高齢者への社会保障は充実できないと、こういったおどしにも私は聞こえます。さらに高齢化が進むと国が認める中、今年度の国の社会保障費は前年度比で3,900億円も削減したことからも、国は社会保障の責任を放棄し、国民の相互扶助で行うこ

とを進めてることは明らかではないのでしょうか。

本広域連合の平成26年度決算の監査委員の意見書には、制度創設から7年が経過して後期高齢者医療保険は制度としておおむね定着しているとしつつも、被保険者が安心して医療サービスを受け続けられるよう、国、京都府、府内市町村等の関係機関等の緊密な連携で安定した制度運営を図られたいと結んでいます。こうした動向の中で私は、後期高齢者医療保険の被保険者の方が安心して医療が受けられる制度となっているのか、この点について大いに不安を抱いているところであります。

そこで、今後の後期高齢者医療保険制度の方向は一体どこを向いていくのか、そういう、それについての説明と、そして連合長の見解をあわせて求めてまいり、求めていきます。

2つには、次期の保険料率について以下3点をお聞きいたします。

えー、まず1つは、次回の平成28年の第1回定例会では、28年度予算とともに2年ごとに見直しをすることになっていきます第5期保険料率が提案されると思っております。そこで、保険料率の試算状況について詳細にお答えください。

2つには、保険料の増加抑制として活用できる財源、剰余金や、えー、基金等々、その予定額についてお答えください。

3つ目は、平成26年度をもって、ふくいん、不均一賦課保険料に対する国、京都府の補助が終了いたしました。これまでも、また、先の2、2月議会でも不均一保険料の地域の現状を訴え、支援を、支援の継続を求める質問もされてきました。答弁では、その要因は、医療資源の偏在があるとし、その解決には広範な視点からの対策が必要、国、府に、国や府に早期解消に向けて要望を、要望していると、要望すると答弁をされています。しかしながら、平成25年度の医療給付の格差を見ると、伊根町ではマイナス29.1%を初め、20%以上は5市町村、15%以上が4市であります。この乖離を、平均保険料、例えば29.1%でありましたらマイナス2万1,345円となります。こうした現実が改善されないまま、平成26年度、27年度分の保険料は均一保険料としたため、とりわけ不均一保険料率であった7市町の、村の被保険者の方にとっては、他の市町が1,000円の引き上げのところ3,010円から最高で3,760円もの引き上げとなり、所得割では0.05%が、のところが、7市町村では0.42%から最高で0.58%の引き上げとなりました。

今年6月10日、全国後期高齢者医療広域連合協議会でも、厚生労働大臣に提出した要望書の中には、医療資源の偏在による医療費の地域間格差が依然として存在していることに対し、その解消を求めています。保険料率は医療費の総額に対して決めていくシステムであるから、

不均一保険料率への支援期間である6年が過ぎたことを理由に、医療費の乖離が大きいことを、また、また、医療費の乖離が大きいことを放置したままにしておくことには納得できません。不均一保険料に対する国や府の動向についてお答えを願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 栗山広域連合長。

[広域連合長 栗山正隆君登壇]

○広域連合長（栗山正隆君） 異議員のご質問にお答えします。

えー、議員ご承知のとおり、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議の報告書の中で、後期高齢者医療制度につきましては現状では十分定着しており、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当と、制度存続の方向性が示されたところでございます。

また、社会保障改革の議論が進められる中で、いわゆるプログラム法において、受益と負担が均衡のとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療や介護保険制度等の改革に向け、検討項目、実施目途等は明らかにされました。

さらに、国保・後期高齢者医療制度の保険料に係る低所得者の負担の軽減や保険料賦課など、改革項目が社会保障審議会医療保険部会において具体的に、えー、検討されまして、平成27年5月には、高齢者支援金の全、全面総報酬割、高齢者医療の費用負担のあり方、国保の保険者、運営等のあり方などを盛り込んだ法律が制定、えー、成立したところでございます。

現行の制度におきましては、今後も増大する医療費に対し、世代間・世代内の負担の公平性、あ、公平性の確保等さまざまな課題があると認識しておりますが、将来にわたって国民皆保険制度を堅持することができるよう、社会保障審議会などにおいて国民的な議論を深めていくことは非常に大切なことであると考えております。

私としましては、こうした見直しに当たっては、国民、地方公共団体、保険者、えー、医療機関等から幅広く意見を聞き、理解と納得が得られる制度へと見直されることが重要とかん、考えているところでございまして、今後とも被保険者の皆様が制度に対する誤解や不安を招かれることがないように、関係各所とも緊密に連携を図りながら必要な対応をおこな、行ってまいりたいと考えております。

なお、保険料率の算定関係のご質問につきましては、岡嶋副広域連合長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 異議員のご質問にお答えします。

えー、保険料の算定についてでございます。保険料の改定につきましては、国から提示されます医療費、被保険者数の伸び率等に基づき、京都府における状況をしっかりと斟酌しながら、あ、医療給付費を始めとする平成28、29年度の2カ年分の必要見込み額を積算をいたしまして、そこから現役世代からの支援額、公費負担額といったものを見込む中で、この秋以降、保険料率を算定をする見込みでございます。この秋以降ということでご理解いただきたいと思っております。

えー、保険料の負担を軽減する財源についてでございます。あー、これまで財政安定化基金、剰余金を活用いたしまして、可能な限り保険料率を低く設定をしまいったところでございます。ところで、財政安定化基金は本来、制度の運営に当たり急な給付のぞ、増大でありますとか、保険料の収納不足等に備えるための基金でございましたけれども、保険料の上昇抑制にもその財源として活用をしてきているのが実態でございます。次期改定につきましても最大限の活用が可能となりますよう、引き続き国、京都府に支援を要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、平成、えー、27年度までに余剰、剰余金が生じれば、当然、保険料抑制のための活用は可能ということになってまいりますが、現時点では今後の医療給付費の需要等、なお十分には見通せないところでもございます。

最後に、医療資源の偏在の関連についてでございます。

本広域連合といたしましては、これまでから申し上げてきましたとおり、医療水準の地域格差の要因が医療資源の偏在等にあるというふうに認識もしておりますが、ひとり保険者において対応できるものではないということから、国や京都府に対しまして根本原因の解消に向けた要望を行ってまいりました。国、府のご対応等、直接お答えをするという立場にはございませんが、国においては昨年6月、え、ご承知のとおり医療法等が改正をされまして、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度を見据え、医療需要を推計し、地域の実情に見合った医療提供体制の維持を目的として、構築を目的として、地域の医療体制の将来あるべき姿、地域医療構想（ビジョン）を都道府県ごとに策定をするということにされております。これを受けまして、京都府におかれましても、全ての府民が必要なときに適切な医療を安心

して受けられるよう、医療ニーズを踏まえた提供体制の整備とそれを支える保険制度の維持など、市町村や関係機関と協議・連携しながら地域医療構想ビジョンを策定されるものと聞き及んでおります。

また、これ以外にもさまざまな形で、身近な医療施策、医師確保対策等、施策展開に傾注されているところと認識をしているところです。

なお、医療法でありますとか高確法の改正に伴いまして、医療計画でありますとか保険者協議会に関する規定も整備をされたこともございまして、本広域連合といたしましては、引き続き医療資源の偏在等その解消に向けて、積極的に意見等を述べてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 巽悦子議員。

〔21番 巽悦子君登壇〕

○21番（巽 悦子君） えー、それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まずは、あの一、ま、後期高齢者の今後っていうところで聞きますと、えー、制度は、まあ、存続していくと、安定したものであると。住民がなっ、国民が納得、理解と納得をしてもらうように努力も続けるということでありました。で、前回の2月の連合議会でも、えー、今後のことについて、えー、国民皆保険が保障されるのかどうかっていう議員の質問がございましたときに、ま、連合長は、えー、堅持することができるように、あの一、これからも社会保障審議会などで議論がされて、されると、で、安心して医療を受けていただけるよう制度をしっかりと運営していきたいと、こういうふうにご答弁されました。

で、そこでね、私、2つの、あの一、ところで質問をしたいと思います。

1つはね、あの、国保の広域化に、む、が成立した場合に、そのときには後期高齢者の医療保険も都道府県に、いー、一緒にしていくと。その場合には、あの一、社会保障、社会保険の場合の方ではなくって、国保の中から、中の方の、えー、後期高齢者の医療保険の被保険者は、えー、国保の広域化と合流するというふうな、以前そういうことを聞いたことがあるんですけども、その辺のところは、今後の方向性は、国保の都道府県広域化との関連でいえば統一化はあるのかないのか、その辺のところをご、ご存じでありましたら、あの一、お答えいただきたいと思います。

それからあの、今後の方向性の中でおっしゃった、あの、制度が、あの一、存続をしていくということもおっしゃいましたけれども、ま、理解と納得もしていくとおっしゃいました

けれども、あの、保険料が、先ほどの質問も、あー、答弁にもありましたけど、今後の保険料、これは2年ごとに更新するわけですが、上がっていくとなった場合に、この間2年ごとに上がったりにしてわけですけれども、結局、年金は物価よりも比率は下がってるわけなんですよね。そういう中で、確かに運営は保険料が入ってくるからやっつけられるんですけども、一方、被保険者のたちから、立場からいけば、結局、先ほど滞納の話もありましたけれども、差し押さえの話もありましたけれども、結局、保険料は払うけれども、医療が受けることはそこまでの、たどり着かない、こういうことが全国でも実態があらわれてるわけなんです。で、そういう実態、全国的な実態も踏まえて、この点ではもう一度連合長のほうから、本当に安定して制度が存続できると、理解、納得が得られていると思っていられるのか、その点についてお答えください。

え、それから、不均一保険料の問題でいえば、ま、京都府のほうでも国へも要望出していますと、で、京都府でも医療のビジョンが立てられていくということがあります。答えて、答弁がございました。

そこでね、あの一、お聞きしたいんですが、この、えー、京都府の健康福祉総務課が出している医療施設調査があるわけなんですけど、このこ、後期高齢者が始まってからの20年、平成20年と、ま、今、資料が出てるのは24年度なんですけど、この間で、えー、みや、南山城村、京丹波町、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、いわゆる、えー、不均一保険料への支援がありました、打ち切られた7市町村なんですけど、ここではね、病院の施設数は一つも増えていません。舞鶴市では9から8施設にむしろ減らされているという状況であります。で、そういう立場から、あ、原点、この時点から考えた場合に、今後のこの医療が、医療施設が増えていく見込みがあるのかどうか。といいますのは、京都府への要望がたしか広域連合からも、この京都府の広域連合からも出されていると思います。えー、それに対する答弁はどのようであったのか、今後の展望として、えー、医療施設が増える見込みがあるのかどうか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、あの、2つ目にはね、あの一、後期高齢者の医療の確保に関する法律の話もされました。で、この中で、不均一保険料を、のことでいえば、えー、この法律の第104条第2項には、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域という場合には、広域連合が条例で定める場合の料率を賦課してもよいということになっています。そこでね、これはあの、厚労大臣が決める場所、住所であるとのことでもありますけれども、この広域連合としてね、こういう医療の施設の改善がなされない中では、このまま放置ができないと私

は思っていますので、国への、こういうことも、地域の視点も含めて要望をしていただきた  
いと、このように思いますけれども、お考えをお聞かせください。

で、3つ目には、えー、厚労省も後期こ、広域連合の独自支援っていうのには支障はない  
と、えー、答弁がああ、あったと、しょ、交渉に行った方から聞いております。そこで、京  
都府議会でも、2008年には保険料が、あ、北部では高くなる場所もある、これを府下均一  
で行うと医療を受ける機会の問題と保険料の差で格差が出てくる、この問題が今回の均一保  
険料の中にあられてると思うと、こういうふうに答弁をされていますし、えー、2014年3  
月議会、これは綾部市議会での市長さんの答弁では、医療費の乖離率がやはり現在等も、あ、  
現在もあるという中で、国等におきましてや、おきまして、京都府、国や京都府においても  
要望活動を行ってきた、引き続きこういった格差の是正のための措置については要望してい  
きたいと、このように、市民環境部長でございました、答弁をされています。で、こういう、  
今なおかつこの不均一保険料があることに対して、結局引き上がった7市町村の被保険者  
の方には大きな負担になる、これは、ほんとにこれで保険料率を決めてよいのかどうか疑問が  
あるところでもあります。やっぱり国や、あ、失礼しました、京都府や関係市町村との協議  
をする中で支援の再検討を求めていく、このことについて私は提案をしたいと思いたすけ  
れども、支援の対策、え、検討を進むと、こういうことを提案したいと思いたすけれど  
も、それについてのお考えはいかがでしょう。

えー、以上、質問を、2回目を質問いたしまして、答弁、あの一、答弁をお願いいたしま  
す。

○議長（繁 隆夫君） 栗山広域連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） えー、さまざまな、あー、あー、課題がございます。そうい  
った中ですね、将来にわたってですね、国民皆保険制度を堅持することが本当に大切である  
と私は思っております。あー、本広域連合としましては、まずは効率的な事務の執行とか、  
それから保険者機能の向上に努めながら、被保険者の皆様に引き続き安心して医療を受けて  
いただけるよう、幅広く市町村や関係機関と連携を強めて、後期高齢者を取り巻く状況にも  
また十分に留意して、必要な対応を図ってまいりたいと思っております。

あー、なおですね、広域化は、あー、については不明でございます、今のところ。

○議長（繁 隆夫君） 岡嶋副れ、広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、京都府の医療施設等の増加とか、そういう計画についての詳細にというお、お話、ございましたけれども、直接お答えできる立場ではございませんので、よろしくご理解願いたいと思います。

それから、不均一の関係につきましてるございましたが、えー、去年、おととしの段階、あの一、要するに、先ほどおっしゃったのは、無医地区を対象とした不均一賦課の分だというふうに理解をしております、これについては制度創設時においても検討が行われた、しかしながらですね、ど、結果的には導入しないというふうにされております。その理由につきましては、府内の無医地区の中には、1人当たりの医療費や受診率が当該無医地区の存する市町村の1人当たりの医療費や受診率を上回ってるところもあって、受診機会が極端に少ないとは言えないという現状でありますとか、国民健康保険、介護保険にはこのような特例措置がない、あるいは同一市町村内で保険料に格差が生じることや、府からの財政の補填はないために財源は無医地区以外のところの被保険者からの保険料で、保険料で賄う必要があるというさまざまな観点からの検討がなされまして、制度創設時から無医地区を対象とするような不均一の保険料は設定をしてきているという経過にはございません。

え、ちなみに、えー、25年度まで実施をしておりました、あ一、不均一の関係で、えー、代替施策ではございませんけども、国のほうといたしましては……。えー、不均一保険料の終了に伴う旧適用市町村への国の支援策について申し上げておきますと、医療資源が限られた地域を対象とした保険事業におきまして、平成26年度から特別調整交付金を新たに拡充をし、えー、補助する事業を創設をされたところでございます、本広域連合では旧適用市町村とも相談をさせていただいて、肺炎球菌ワクチンの予防接種について補助をしてくれているところがございます……。

以上でございます。

○議長（繁 隆夫君） えー、次に、質問の通告がありましたので、発言を許します。

くらか、くらた共子議員。

〔2番 くらた共子君登壇〕

○2番（くらた共子君） 京都市のくらた共子でございます。

私は、高齢者の暮らしの実態ですね、それと特例軽減廃止ということが国の方針として示されておりますので、この点につきまして一般質問を行います。

2008年に導入されました後期高齢者医療制度ですが、75歳という年齢で医療を受ける権利



そのものを差別化するという、ま、非情な制度であります。

また、国の社会保障費抑制政策の一環として、地方自治体独自の裁量を抑制する仕組みがとられていることから、極めて非民主的な制度であります。

制度発足以降これまで、2年ごとの見直しのたびに保険料の値上げが実施されてきました。保険料を年金から天引きする特別徴収システムは、社会保険料の個人負担化とあわせ、被保険者の暮らしを顧みない財政確保システムであります。普通徴収の保険料滞納者が存在している今々の事実から、後期高齢者の生存権にかかわる問題を有していると私は考えます。

平成27年6月1日現在の滞納被保険者数は、ま、これまでのご答弁にも示されましたが、4,018人。平成27年8月1日現在の短期証交付者数は合計389人と示されています。ま、これらの方々の療養や暮らしの実態を検証することこそ、今求められる広域連合が行うべき仕事ではないでしょうか。

例えば、保険料を特別徴収されている方の暮らしの実態についてです。あるひとり暮らしをしておられる男性は、これまで働きながら独身で両親を介護し、ま、最期まで看取ってこられました。いざ自分が気がつくとき年金生活者になっていると。ところが、その受け取る年金額というのは生活保護基準をわずかに上回る程度です。ま、家賃に水光熱費、自分自身の医療費等がかつかつの暮らしです。せめて医療費だけでも援助してもらえないかと、ま、悲痛な声を寄せてこられています。ま、体が動く間は現金収入を得ようと都市雑務などにも従事し、懸命に暮らしてこられましたけれども、後期高齢者となり、心臓病に関節炎などが悪化し、いよいよ働けなくなったと言っておられます。ま、決算にはこのような実態はあらわれません。ただただ、この方がその年金から天引きされる後期高齢者医療保険料特別徴収件数1とあらわれるだけです。さらにですね、保険料が値上がるたびに、その分が生活保護基準をわずかに上回る年金から天引きされ、そのしわ寄せが暮らしを逼迫させてきた、これが実態です。保険料は納められていても、健康で文化的な最低限度の生活基準が守れない事態が生まれていることを、私は直視する必要があると思います。後期高齢者にとって、年金給付の引き下げ、介護保険料の値上げ、後期高齢者医療保険料の値上げというのは死活問題であることを認識する必要があります。

また、続けて、前期高齢者の例についても指摘をしたいと思います。

要介護2の72歳の男性ですが、糖尿病と腰椎脊柱管狭窄症などによりまして下肢のしびれや痛みがあって歩行障害があります。ま、担当のケアマネジャーさんは、ま、最低ですよ、最低週2回の訪問介護、週1回の訪問看護の利用が必要だと、ま、考えるわけですが、介護

サービス利用しても利用料を支払えません。生活保護基準をやはりこの方もやや上回る年金収入で、生活保護の申請も却下されていますから支払えないわけですね。医療費は社会福祉法人の無料低額診療制度を、ま、何とか利用していますが、薬代の負担はかかるわけです。糖尿病ですから慢性疾患です。多額の薬代がかかります。医療をとれば介護を削る、介護をとれば医療を削る、あるいは両方を削らなければ生活が成り立たない高齢者がいずれ後期高齢期を迎えるという状況です。ま、重大ではないでしょうか。

ま、そこで改めて伺いたいと思うんです。こうした後期高齢者、あるいは数年後に後期高齢者となる高齢者の暮らしの実態を、連合長は何らかのご認識をなさっていらっしゃるでしょうか。ぜひお答えください。

さて、続けて、医療を受ける前の段階の問題で、生活の問題について私はあの、質問したいと思うんです。高齢者の貧困について、国民生活基礎調査の高齢者世帯に関するデータを研究しておられる立命館大学の唐鎌直義教授ですが、高齢者世帯の貧困率は2009年と2013年の比較で35.20%から34.36%に微減してるんだけど、貧困高齢者世帯の数は338万7,000世帯から399万世帯へと60万3,000世帯もの、増加し、格差が広がる中で、貧困高齢者世帯の増大に歯どめがかからないと指摘をしていらっしゃいます。教授は、その要因に社会保障給付の低下があって実収入低下額の86%を占めている、無職の高齢夫婦世帯ではこの15年間で月額4万8,000円余りも実収入が低下し、世帯年収に換算しますと15年間で57万7,000円低下していると示しています。ま、その反面、実支出は15年間でわずか月額539円とほとんど変わりません。その結果、無職の高齢夫婦世帯の家計赤字というのは、1999年で月額1万4,000円が2013年には6万1,000円となってるわけで、ま、家計は破綻してるんだと、こういう関連があるんですね。

ま、そこでなんですが、え、特例軽減措置の廃止についてです。政府は平成29年度から特例軽減を廃止する方針としていますが、ま、とんでもありません。制度導入時の世論の反発を受けて設けられた措置制度ですけれども、先ほど紹介したように高齢者世帯における格差と貧困の実態が明らかな中で、保険料の軽減措置を全廃するなどという乱暴なやり方は、ま、到底認められません。京都府後期高齢者医療全被保険者の56.2%を占める対象者、これ18万2,845人ですね、の保険料が一気に、ま、引き上がる、これは、ま、制度そのものの根幹問題でありますから、国に対して特例軽減措置廃止、これはもう反対だという意見を、ま、ぜひ上げるべきだと求めますが、いかがでしょうか。

まず、ここまで1回目の質問とさせていただきます。

○議長（繁 隆夫君） 栗山広域連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） えー、くらす議員のご質問にお答えをいたします。

まず、実態を連合長は認識してるのかということでございます。あの一、今お話しのような、あの一、それにぴったりの方は知らないわけですが、あの、近い方は何人か存じ上げております。

えー、今年1月の国の社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定されたところでございます。その中で、現在、後期高齢者の保険料軽減特例として実施されています低所得者への均等割額の9割軽減、8.5割軽減、所得割の5割軽減並びに元、いー、えー、被扶養者への均等割9割軽減及び所得割を賦課しない取り扱いにつきまして、え、今後、段階的に縮小し、えー、政令本則に戻す方向とされたところでございます。

また、その実施に当たりましては、保険料軽減の拡充や、あー、年金生活者支援給付金の支援とあわせまして実施することによって、暮らし向きに、えー、配慮しながら、あ、急激な負担増となる方について激変緩和措置を講ずることとされております。えー、今後検討することが検討されることになっております。

えー、影響を受ける現制度の対象者の数でございますが、平成27年6月現在で均等割の9割軽減の適用者が、あー、適用者が元被扶養者を含めまして9万5,000名、えー、は、8.5割軽減の適用者が5万5,000名でございます。また、所得割の5割軽減の適用者が約3万1,000名となっております、これまでの各軽減適用者数のすい、推移から判断しますと、約半数近い被保険者に影響が生じてくるのではないかと考えているところでございます。影響額につきましては、あー、平成29年度の保険料率とも密接に関係しまして、激変緩和措置についての国の検討状況につきましても定まっておきませんので、現時点ではおこな、あ、お答えできる状況にないことをご理解賜りたいと思います。

それから、特例軽減の見直しについてでございますが、この6月にも全国の広域連合とともに国に対しまして、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、それから、やむを得ず見直す場合は国によります丁寧な説明と周知を行って、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加にならないよう、きめこ、細やかな激変緩和措置を講じてほしいと要望を行ったところでございまして、引き続き国に対して意見を述べてまいりたいと、このように考えております。

以上です。



ません。また、地域では孤独死が広がっています。後期高齢者広域連合は後期高齢者医療保険をつかさどることを責務としていますけれども、庶民生活と制度の乖離を問題提起する立場に立ってほしい、このことを重ねて求めまして、私の質問といたします。

以上です。

○議長（繁 隆夫君） 栗山広域連合長。

〔広域連合長 栗山正隆君登壇〕

○広域連合長（栗山正隆君） えー、くらす議員の再度のご質問にお答えをいたします。

あの一、私は、この制度の創設時からかかわってまいりました。あの一、創設から既に7年が経過しておりまして、えー、これまでの、これまでも見てきたんですが、さまざまな改善が図られてまいったと、一番初めに比べましたらね。えー、そして、全ての世代が支え合って、お年寄りが安心して医療が受けられる制度として、少しずつ少しずつ定着をしてきていると私は思っております。

本広域連合といたしましては、今後とも、被保険者の、のみならず、現役世代、地方公共団体に、えー、対して、過度の負担を強いることがなく、また、関係機関等からも幅広く納得が得られる制度として見直されるよう、国の動向を注視し、関係各所とも連携を図りながら、えー、機会を捉えて、まあ全国協議会等でございますけど、いろんな機会を捉えて必要な意見を今後も述べてまいりたいと思っております。少しずつ私はよくなっていくものと思っております。

○議長（繁 隆夫君） 以上で一般質問を終結いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

間もなく15時10分ですので、えー、10分間休憩をとりたいと思いますので、15時20分になりましたら再開いたします。

それでは休憩に入ります。

休憩 午後 3時9分

再開 午後 3時20分

○議長（繁 隆夫君） えー、ただいまから会議を再開いたします。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第10、議案第9号 平成27年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（繁 隆夫君） えーっと、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第11、認定第1号 平成26年度京都府後期高齢者医療こ、広域連合一般会計さい、歳入歳出決算の認定につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑について終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

巽悦子議員。

〔21番 巽悦子君登壇〕

○21番（巽 悦子君） 久御山町の巽悦子でございます。

ただいま議題となっております認定第1号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

えー、歳入歳出決算総額は歳入で27億475万5,000円、歳しゅでは、歳出では26億4,934万1,000円となったため、5,541万4,000円の黒字となった決算であります。しかし一方では、平成26年度は前年度で不均一保険料への特別措置期間が終了したとして、国と京都府からしゅ、の支出金9,510万円が削除されたため、不均一保険料の適用対象地域の被保険者にと、被保険者にとっては大幅に負担が増えた会計でもあります。えー、このことは、この会計の

予算認定のときにも反対討論で、これまで負担の公平の観点から不均一保険料の適用を受けていた地域にとっては大幅な保険料の引き上げであり、負担のこうひの観点に逆行すると、公平の観点に逆行するとの指摘があったとおりです。

えー、まず、反対の理由の第一としては、医療資源などの課題を残したまま、国言いなりで平成26年、27年度の保険料率を賦課し、年度途中でも何ら保険料軽減など、えー、保険料への軽減の対策が講じなかったことです。不均一保険料への支援が6年という期間限定の理由もよくわかりませんが、期間終了である平成25年度末までに国も京都府も医療資源の格差改善を行うこともありませんでした。不均一保険料に対する国と府の補助は、平成20年度は1人当たり平均8,799円、6年後の平成25年度は3,013円と段階的に減額し、平成26年度からは廃止したため、新たに均一保険料とされた市町村では均等割で3,010円から3,760円に、所得割では0.42%から0.58%への引き下げ、引き上げとなり、これはか、家計を大きく脅かし、一層受診の抑制につながるのではないかと危惧するところです。平成26年度も27年度も、被保険者の所得実態は2割軽減から9割軽減の被保険者が全体で62%、不均一保険料対象地域である、ある、あった市町では75.7%を超えている地域もあります。負担が大幅にふえた不均一保険料対象市町村の被保険者については、各市町村と連携を行い、さらなる実態把握に努められるよう求めるものです。

えー、理由の第2点目は、医療給付費の乖離も改善されないまま均一保険料として執行し、会計年度中に何ら保険料率への軽減処置を講じなかったことです。さきの、先ほどの私の一般質問のときにも指摘をいたしましたけれども、不均一保険料適用地域での医療給付の乖離は大きな問題であります。平成25年度の1人当たり医療給付率で最も高い京都市と最も低い伊根町では格差が37.9ポイントとなり、前年の比率よりも1.1ポイントの開きが生じています。つ、次の2月定例会では次期の保険料率が提案される議会となります。医療資源の乖離問題は、先ほど一般質問したときには、答弁の中で医療偏在の問題については答える立場ではないとされていましたが、運営を預かっている当広域連合といたしましては、しっかりと現実を把握し、そして議員に答弁にしっかりと答えるべきであると私は思いますので、その点も重ねて要求をしておきます。

改めて、国民皆保険の保障を、の求める立場から、不均一保険料率、保険料への支援を求めるものです。国は、社会保障と税の一体改革で、高齢者医療の財源と消費税の引き上げを表裏一体のものとさせようとしています。これは明らかに国の社会保障からの責任を逃れることが目的でもあります。社会保障は本来、国がナショナルミニマムとして行うものであり、

なのにあるのに、負担の公平や昭和33年12月以前の旧国保法のもとで使われた相互扶助の言葉を復活させて、高齢者の生活実態を超えた高額な負担を押しつけております。そもそも不均一保険料問題の発端は、75歳以上のこ、高齢者を、なな、え一、無理やり広域化へと押し込んだ後期高齢者医療制度にあります。私は、広域連合は運営に責任を持ち、地元自治体には運営の決定権がないなど、どっちつかずの医療保険だと指摘をこの間してきました。一体誰が75歳以上の方の医療を守るんですか。不安はいまだに残っております。この医療制度は廃止し、被保険者も家族も納得できる医療保険制度に戻るべきだと、するべきであるという考えを最後に申し述べて、討論を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、認定第1号 平成26、6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について表決をします。

本件につきましては、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。表決について事務局から報告いたします。

○書記長（藤田達也君） 賛成22票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は認定されました。

---

### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程12、認定第2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑のとおりですが、あ、質疑の通告がありませんでしたので、質疑を、質疑について終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありますので、え一、発言を許します。

巽悦子議員。

[21番 巽悦子君登壇]

○21番（巽 悦子君） 久御山町の巽悦子です。

ただいま議題となっております認定第2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。



被保険者への保険事業等については反対するものではありませんが、以下に、の点については多くの疑問が残る点でもありますので、反対いたします。

まず、理由の第1は、言うまで、言うまでもなく、不均一保険料の特定措置が配置され、廃止された被保険者の方に過大な負担を押しつけたまま、徴収した保険料で運営することに納得ができません。ここでも重ねて被保険者の実態の把握と支援体制を確立されるよう求めるものです。

第2は、先ほどの一般質問でも取り上げられましたが、保険料滞納者への対応の中で、短期証が本人の手元に届け、いていないことは問題であります。本庁、本人の来庁を待つ姿勢から、訪問も含め連絡をとるか郵送するなどして、早急に本人に届くようにされることを求めるものです。

3点目は、市町村との連携、協力体制が重要であることはこの間指摘もしてきましたが、しかしながら平成26年度は今年1月開催のたった1回だけであります。平成26年度には滞納処分で差し押さえが17件、短期証発行は228件もありました。徴収は自治体が担当だからではなく、こうした事態も重視していただき、過度な差し押さえが行われていないかも含め、被保険者やその家族との納付相談の機会の拡大、また検討などを、自治体とも協力して行っていただくよう求めておきます。

4点目は、本日の一般質問でも取り上げられました、保険料の特例軽減措置が平成29年度から廃止することになりました。これも不均一保険料特例措置の廃止と同じで、物価の上昇に、あ、対して受け取る年金額が見合っていないままなのに、措置の廃止を決めてしまいました。本広域連合からも京都府には制度継続の要望は出していただいていますけれども、ぜひ今度は府下全市町村からも国に制度の継続を求める声を上げて、上げていただくよう求めるものです。

5点目は、肺炎球菌ワクチンへの補助が定期接種化とされたために、ワクチン接種への補助が削減いたしました。先ほどの私の質問の答弁では、その不均一の対象地域のところにはワクチン接種の補助があったという答弁でありました。しかし、私は、ぜん、失礼いたしました。しかし、現状はといえば、5歳の節目接種のため、予防接種を受けたくてもせのね、その年度に該当しなければ結局7,000円もの負担をしなければなりません。接種目的、節目も接種に該当しない被保険者に対する補助を復活されるよう求めるものです。

言うまでもありませんけれども、後期高齢者医療制度は、費用は使った医療費で、収入は保険料と国、府、市町村、支援金等であります。進む高齢化と高度医療・治療等で、この間

の医療費は増え続けています。言いかえれば、被保険者が医療窓口でしえ、支払う一部負担金も増えているということでもあります。国は、医療の適正化と称して医療抑制を図ろうとしていますが、早期発見・早期治療の抑制となつてはなりません。むしろ早目の治療こそ指導すべきであります。数字だけを追うだけでなく、高齢者医療の実態も、生の声も聞いていただくことを改めて求めておきます。

また今後、国保連合会に収集されたデータを共有し、活用するKDBシステムの準備も進めておりますけれども、情報のれ、漏えいとウイルスの侵入のほか、せ、専門家からも情報の収集化はかえって漏えいの被害を大きくすると指摘しています。なぜ統合し、しなければならぬのか、国保の統合などに関連があるのかなどなど疑問が残るものであります。このことも申し添えて、討論といたします。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、認定第2号 平成26年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について表決を付します、表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。表決数について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告をいたします。賛成22票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は認定されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第13、議案第10号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑の通告がありませんでしたので、質疑については終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

向出健議員。

〔24番 向出健君登壇〕

○24番（向出 健君） えー、笠置町選出の、えー、向出です。

えー、質疑に、えー、通告に基づきまして議案第10号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の条例の改定は、内容だけ見れば当然とも言えるものになっていますが、しかしながら、いわゆるマイナンバー法に基づきマイナンバー制度の実施を前提になされています。マイナンバー制度は、国民一人一人に特定の番号、えー、個人番号を付番し、さまざまな機関や事務所などに散在する国民の個人情報を個人番号により名寄せ、参照可能にして、行政などがこれらの個人情報を活用しようとするものです。個人番号は、来年2016年1月から利用が始まる予定となっています。このマイナンバー制度には、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪の常態化や個人情報の流出の危険が高まること、具体的なメリットや費用対効果が示されないまま国民の負担が求められ続けること、税・社会保障の分野で徴税対策や社会保障給付の削減の手段とされかねないことなどが、えー、問題として上げられます。なりすましや個人情報流出については、ナイ、マイナンバー制度で取り扱う情報の種類・量が多く、それを1つの、えー、番号で取り扱うために、一旦流出や不正があれば被害が大きくなるという点や、また、個人情報を取り扱う機関の情報管理の体制が十分に構築されているのかという点が問題としてあります。住基ネットでは、氏名、生年月日、性別、住所の4情報に限定され、民間での利用はありませんでしたが、マイナンバー制度では取り扱う個人情報が多岐にわたり、民間でも広く使用されます。2013年に可決された現行のマイナンバー法では、情報管理に個人番号を利用して行う行政事務について98の行政事務が示されており、また、情報提供ネットワークシステムを利用して、この98の業務に必要な他の組織が保有する個人情報の照合、突合を行う行政機関、団体の種類について120項目が列挙されています。源泉徴収票への記載など民間でも広く個人番号が使用され、取り扱う情報の質・量が住基ネットと比べ物になりません。一般に情報は集積されるほど価値が高まり、攻撃される危険が高まります。

また、情報管理の体制という点については、個人情報の流出事件が相次いでおり、こうした中でマイナンバー制度を実施するのは大変危険だと指摘しなければなりません。14年には通信教育大手ベネッセコーポレーションから、かかく、顧客情報が1,000万件以上も不正に持ち出され、名簿業者に売却された事件が起きています。今年6月には、日本年金機構の職員のパソコンが外部から送られてきたメールを介してウイルスに感染し、約125万件もの個人情報が流出したことが発覚しました。この個人情報が流出した不安につけ込んだ詐欺も発生してしまいました。また、同じ6月には、東京商工会議所の事務局職員のパソコンがメー

ルを介してウイルスに感染し、最大で1万2,000件を超える会員企業などの個人情報が出たことが判明しました。

マイナンバー制度のデメリットという点については、国民の番号管理の手間や事業主の方の番号制度に対する負担増などが問題として挙げられます。2016年から源泉徴収票など税務当局に提出する申請書、届出書、調書にはマイナンバーの記載が義務づけられ、労働者は雇い主がかわればそのたびにマイナンバーを事業主にしめな、示さなければなりませんし、労働者はさまざまな相手から報酬を受け取る、自営業者の方は多くの企業や個人にみずからの番号を知らせることにもなります。また、事業主は、従業員や扶養家族のマイナンバーを、えー、収集し、番号の保管や情報漏えいの防止、担当者の配置などを行わせ、行わなければならない、特に零細事業主にとっては大変大きな負担となります。

さらに、税の徴収強化や社会保障の給付減という点については、安倍内閣が6月30日に骨太の方針2015年、2015を閣議決定し、その中で、マイナンバー制度の活用により税・社会保障料徴収の適正化を進める、ナンバー、マイナンバー制度の活用で個人の金融資産などの保有状況を把握し、それを考慮に入れた医療・介護の負担の仕組みを検討するなどとしており、一層の税・保険料の徴収強化、社会保障給付減がねら、狙われています。税の負担が重く、一家心中をした悲惨な事件も起きており、また、介護自殺なども起きている中で、適正化の名のもとに、実際には不適切、不当な税徴収や社会保障の給付の削減が行われている実態もあります。こうした状況や問題がある中でマイナンバー制度を実施すれば、国民生活はますます苦しくなることは明らかです。

以上のような問題だらけの状況でマイナンバー制度の実施を当然とすることは到底認められません。マイナンバー制度の中止をするよう強く求めます。この広域連合においても、マイナンバー制度と結合してもメリットはほとんどなく、リスクだけが大きくなるのではないのでしょうか。広域連合としても国に対してマイナンバー制度の撤回を求めるべきです。

以上を理由としまして、議案第10号に対する反対討論を終わります。

○議長（繁 隆夫君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、議案第10号 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定を表決に付します。

本件につきましては、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手多数であります。表決数について事務局から報告させます。

○書記長（藤田達也君） 報告いたします。賛成22票、反対4票でございます。

○議長（繁 隆夫君） よって、本件は可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第14、議案第11号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

---

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第15、承認第1号 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結いたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきましては、原案のとおり承認することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（繁 隆夫君） 挙手全員であります。

よって、本件は承認されました。

---

◎同意第4号の採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第16、同意第4号 監査委員の選任についてを直ちに表決に付すことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥、除斥の必要がありますので、荻原豊久議員の退席を求めます。

〔荻原豊久議員退場〕

○議長（繁 隆夫君） それでは、本件につき、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたします。荻原豊久議員、お入りください。

〔荻原豊久議員入場〕

---

◎同意第5号の採決

○議長（繁 隆夫君） 日程第17、同意第5号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員、委員会委員の選任につきまして、直ちに表決に付すことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり、だい、同意することに決定いたします。

---

◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（繁 隆夫君） 日程第18、京都府後期高齢者医療こ、広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

任期満了に伴う選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、地方自治法第10、118号第2項の規定により、指名推選のは、方法によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認めます。

それでは、お渡ししております選挙管理委員会委員及び補充員の候補者について、ついでに記載しております名簿登載に、順により、議長から指名させていただきます。

松原信廣君、長谷部松子君、水口晋君、澤邊忍君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を、京都府後期高齢者医療広域連合会、連合、連合選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました松原信廣君、長谷部松子君、水口晋君、わさべ、澤邊忍君が、後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充について、名簿登載順により議長から指名させていただきます。

國枝克一郎君、若山喜久穂君、楠川進君、内田雅嗣君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、方を、京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名されました國枝克一郎君、若山喜久穂君、楠川進君、内田雅嗣君、後期高齢、え、え、後期こ、京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員の補充に当選されました。

なお、補充の順位については、松原信廣君の補充は國枝克一郎君、長谷部松子君の補充は若山喜久穂君、みな、えー、水口晋君の補充は楠川進君、ワタナベ忍君の補充、え、あ、ごめんなさい、澤邊忍君の補充は、えー、内田雅嗣君とし、これ、これによりたがい、え、これによりがたい場合は指名の順序といたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（繁 隆夫君） お諮りいたします。

本条例、えー、本、えー、お諮りいたしまして、本定例会において議決されました各案件について、その条、条項、字句、その他、えー、整理を要するものについては、議会会議、えー、えー、規則第40条の規定により、その整理を議長に委任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（繁 隆夫君） 異議なしと認め、よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会平成27年第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後3時50分



地方自治法第123条の規定により署名する。

平成27年10月16日

議 長 繁 隆 夫

署 名 議 員 橋 本 尊 文

署 名 議 員 奥 村 房 雄